



Title	所得税の構造と所得分配
Author(s)	小山, 光一
Citation	経済學研究, 48(4), 138-146
Issue Date	1999-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32150
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(4)_P138-146.pdf



所得税の構造と所得分配

小 山 光 一

1. 序論

本稿の目的は、所得税制の構造を制度に則して再検討し、累進税率と所得控除が所得分配に及ぼす影響を分析することにある。税制の問題は、理論的には最適課税論に代表されるように、ある社会的厚生関数を最大にする租税体系を検討することにある。しかしこのようなアプローチは、現実の税制の制度を十分考慮しておらず、理論的な政策提言は非現実的になりがちである。税制に対する計量的アプローチも、大まかな事実を発見しないし確認する上で有効であるが、税制の体系的なメカニズムを解明することはできない。データの示す特性は、制度に裏付けられた人間の行動の結果である。租税において背後にある制度の構造とメカニズムの解明こそいま必要とされているのである。

現行のわが国の所得税制は、総合課税を原則にしつつ分離課税が併存している。分離課税は、所得の特性に基づいて用いられているが、同時に経済政策の手段として利用されている。このような所得税制の構造は、どのようなメカニズムを生んでいるのであろうか。本稿では、このメカニズムの解明を図る1つの基礎として再分配構造の側面から各種所得の租税負担を検討している。

本稿は、所得税制の大きな枠組みを明らかにし、所得分配との関係を解明していく糸口にするため書かれている。新しい発見は、所得の累進税制が直接、所得分配の公平性の1つの指標であるGini係数とどのように結びついているの

かを明確な式で示していることである。この点は第3節で示されているが、従来、このような関係式は明確に示されてこなかった。本書の構成は以下の通りである。第2節では、所得税の構造を租税負担の側面から検討している。第3節では、累進税の税率と控除額がGini係数にどのような影響を及しているかを検討している。

2. 所得税の構造

2. 1 総合課税の対象となる所得

所得税を議論するために、まず所得を分類する必要がある。所得は税法上、次の10種類に分類される。(1)給与所得、(2)事業所得、(3)不動産所得、(4)一時所得、(5)雑所得、(6)配当所得、(7)利子所得、(8)譲渡所得、(9)退職所得、(10)山林所得である。このうち一部を除いて、(1)から(5)までの所得は総合課税の対象となる。(6)の配当所得は、個人株主の受取配当額が高いときのみ総合課税の対象となる。上の(7)から(10)までの所得については、一部を除いて分離課税方式が採用されている。まず、(1)から(6)までの総合課税の対象となる所得についてみていこう。

1) 給与所得

給与所得は、給与収入から給与所得控除額を差し引いた金額である。一般に、給与所得控除は、給与所得における概算の必要経費であるとみなされている。給与所得控除額は、表1から導かれる。

平成10年度において、 $a_1=180$, $a_2=360$, $a_3=660$, $a_4=1,000$, $a_5=2,000$, $\delta_1=0.4$,

表 1

給与収入 (万円)	控除率
a_1 以下の部分	δ_1
a_1 を超え a_2 以下の部分	δ_2
a_2 を超え a_3 以下の部分	δ_3
a_3 を超え a_4 以下の部分	δ_4
a_4 を超える部分	δ_5

(最低保障額 $\delta_{\min}$)

$\delta_2=0.3$, $\delta_3=0.2$, $\delta_4=0.1$, $\delta_5=0.05$ および $\delta_{\min}=65$ (万円)である。いま, 給与収入を Y_1^0 , 給与所得控除額を $D_1(Y_1^0)$ とすると

$$D_1(Y_1^0) = \begin{cases} Y_1^0 & \text{if } Y_1^0 \leq \delta_{\min} \\ \delta_{\min} & \text{if } \delta_{\min} < Y_1^0 \leq \frac{\delta_{\min}}{\delta_1} \\ \delta_k[Y_1^0 - a_{k-1}] + \sum_{i=1}^{k-1} \delta_i(a_i - a_{i-1}) & \text{if } Y_1^0 > \frac{\delta_{\min}}{\delta_1} \end{cases}$$

となる。ここで,

$$a_{k-1} = \max\{a_i : a_i \leq Y_1^0\}, a_0 = 0.$$

また, 給与所得 Y_1 は,

$$Y_1(Y_1^0) = \begin{cases} 0 & \text{if } Y_1^0 \leq \delta_{\min} \\ Y_1^0 - \delta_{\min} & \text{if } \delta_{\min} < Y_1^0 \leq \frac{\delta_{\min}}{\delta_1} \\ Y_1^0 - \{\delta_k[Y_1^0 - a_{k-1}] + \sum_{i=1}^{k-1} \delta_i(a_i - a_{i-1})\} & \text{if } Y_1^0 > \frac{\delta_{\min}}{\delta_1} \end{cases}$$

となる。より簡単にすると, 控除額は

$$D_1(Y_1^0) = \begin{cases} Y_1^0 & \text{if } Y_1^0 \leq \delta_{\min} \\ d(Y_1^0) & \text{if } Y_1^0 > \delta_{\min} \end{cases}$$

となる。ここで, $d(\delta_{\min}) = \delta_{\min}$, $0 < d'(Y_1^0) < 1$, $d''(Y_1^0) < 0$ 。このとき, 給与所得 Y_1 は以下のようになる。

$$Y_1(Y_1^0) = \begin{cases} 0 & \text{if } Y_1^0 \leq \delta_{\min} \\ Y_1^0 - d(Y_1^0) & \text{if } Y_1^0 > \delta_{\min} \end{cases}$$

となる。ここで, すべての $Y_1^0 > \delta_{\min}$ について,

$Y'(Y_1^0) > 0$, $Y''(Y_1^0) > 0$ が成立している。

2) 事業所得および不動産所得

事業所得および不動産所得は, 収入金額から必要経費を差し引いた金額である。必要経費は, 特に以下の項目を含んでいる。(a)青色専従者給与, (b)青色申告特別控除, (c)減価償却, (d)貸倒引当金(事業所得のみ), (e)退職給与引当金(事業所得のみ), (f)貸倒損失である。以上の中で, (a)青色専従者給与が必要経費に算入できることが重要である。これは, 青色申告者は専従者給与をコストにして事業所得が分割でき, 高い累進税率を回避できることを意味している。青色専従者給与額の平均は, 平成8年現在, 201万円である。これに対し白色申告者の場合は, 専従者給与を必要経費に算入できず, 白色専従者控除(配偶者の場合, 80万円)を利用できるにとどまる。

いま, Y_2 を事業所得または不動産所得, Y_2^0 を収入金額, $D_2(Y_2^0)$ を青色専従者給与以外の必要経費, λ を事業収入のうち青色専従者給与に算入する割合とすると,

$$Y_2(Y_2^0) = Y_2^0 - [D_2(Y_2^0) + \lambda Y_2^0]$$

となる。

3) 雑所得

ここでは, 雑所得の中でも公的年金に対する課税を検討しよう。公的年金の所得は, 年金収入から公的年金等控除額 $D_3(Y_3^0)$ を差し引いた金額である。公的年金等控除額は,

$$D_3(Y_3^0) = \alpha + d(Y_3^0 - \alpha)$$

である。ここで, 上の式の右辺第1項は定額控除の金額 α を示し, 第2項は定率控除を示している。定率控除の額は, 年金収入から定額控除

表 2

公的年金の収入 (万円)	控除率
b_1 以下の部分	θ_1
b_1 を超え b_2 以下の部分	θ_2
b_2 を超えた部分	θ_3

額 α を控除した残額について、表2により導かれる。公的年金等控除額の最低保障額は、定額控除と定率控除を併せて β である。

従って、

$$D_3(Y_3^0) = \max\{\beta, \alpha + d(Y_3^0 - \alpha)\}$$

$$d(Y_3^0 - \alpha) = \theta_k[(Y_3^0 - \alpha) - b_{k-1}] + \sum_{i=1}^{k-1} \theta_i(b_i - b_{i-1}),$$

ここで、

$$b_{k-1} = \max\{b_i \mid b_i \leq (Y_3^0 - \alpha)\},$$

および $b_0 = 0$.

平成10年現在、 $\alpha=100$ (65歳以上)、 $\beta=140$ 、 $b_1=360$ 、 $b_2=720$ であり、 $\theta_1=0.25$ 、 $\theta_2=0.15$ 、 $\theta_3=0.05$ である。公的年金の雑所得 Y_3 は、

$$Y_3(Y_3^0) = \begin{cases} 0 & \text{if } Y_3^0 \leq \beta \\ Y_3^0 - \beta & \text{if } \beta < Y_3^0 \leq \gamma \\ Y_3^0 - [\alpha + d(Y_3^0 - \alpha)] & \text{if } Y_3^0 > \gamma \end{cases}$$

となる。ここで、 $\gamma \equiv \frac{1}{\theta_1}[\beta - \alpha(1 - \theta_1)]$ である。

いま、公的年金への課税を給与所得への課税と比較してみよう。同一の収入の下で、公的年金の雑所得は給与所得よりも低くなる。実際、給与のパラメーターの値の下で、すべての収入金額 Y^0 、 $Y^0 > \delta_{\min}$ について、 $D_1(Y^0) < D_3(Y^0)$ が成立するので、 $Y_1(Y^0) > Y_3(Y^0)$ が成立する。

4) 一時所得

一時所得は、クイズの賞金や生命保険契約の満期返戻金などの一時的な所得である。一時所得 Y_4 は、収入金額 Y_4^0 からその収入を得るための費用 D_4 (特別控除額を含む) を差し引いた金額である。すなわち

$$Y_4(Y_4^0) = Y_4^0 - D_4(Y_4^0)$$

である。一時所得は他の所得と合算し総合課税されるが、課税標準になるのは一時所得の半分、つまり $\frac{1}{2}Y_4(Y_4^0)$ である。

5) 配当所得

配当所得 Y_5 は、収入金額 Y_5^0 から株式取得のための借入金の利子を差し引いた金額 D_5 である。つまり、

$$Y_5(Y_5^0) = Y_5^0 - D_5(Y_5^0)$$

である。配当所得に対する課税方式は、総合課税、源泉分離選択課税、源泉徴収 (確定申告不要) の3つがある。最初の総合課税は本則であり、対象となるのは、1銘柄につき一回の支払配当が25万円 (年1回50万円) 以上のもの、または発行済み株式の5%以上の株式配当があるケースである。この際、住民税も総合課税される。また、本則の総合課税が行われる場合のみ、税額控除として配当控除がある。

2番目の、源泉分離選択課税が採用されるのは、1銘柄につき発行済み株式の5%未満の配当で、1回の支払配当が25万円 (年1回50万円) 未満のときである。このとき、35%の税率の源泉徴収を選択できるが、住民税は総合課税の対象となる。3番目の源泉徴収 (確定申告不要) とは、配当が少額で1銘柄につき年1回の支払配当が5万円 (年1回10万円) 以下の場合である。この場合、確定申告は不要で、税率20%の源泉徴収で済ませることができ、住民税は非課税である。

2. 2 総合課税

以上の1) から5) までの5つの所得は、総合課税の対象となる。総合課税の総所得金額 Y は、以下ようになる。

$$Y(Y^0) = \sum_{i=1}^3 Y_i(Y_i^0) + \frac{1}{2}Y_4(Y_4^0) + Y_5(Y_5^0),$$

ここで、 $Y^0 = (Y_i^0)_{1 \leq i \leq 5}$ である。課税所得は、この総所得金額から所得控除を差し引いた金額である。所得控除は、以下の項目からなっている。

(i) 人的控除

(ii) 社会保険料控除

(iii) 生命保険料控除 (生命保険、個人年金)

損害保険料控除

(iv) 医療費控除、雑損控除、寄付金控除

最初の人的控除として、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除、

障害者控除などがあがる。人的控除の額は、家族の人数、年齢構成、配偶者の就労行動などに依存している。医療や公的年金等の保険料は、社会保険料控除として全額控除される。生命保険料控除と損害保険料控除には上限が設定されており、平成10年現在、生命保険料控除の場合10万円（生命保険5万円、個人年金5万円）、損害保険料控除の場合は1.5万円である。所得控除の金額は、社会保険料のように収入金額に比例する部分と収入金額に依存しない定額部分 d に分けられる。社会保険料は、職業によって得られる収入 Y_k^0 に比例するので、所得控除の金額 $G(Y^0)$ は、

$$G_k(Y^0) = d + a_k Y_k^0, k = 1, 2, \dots, 5.$$

総合課税における課税所得 Y_t は、以下のよう
に定義される。

$$Y_t(Y^0; k) = Y(Y^0) - G_k(Y^0)$$

所得税 T は、課税所得について表3を用いて計算された値から税額控除を差し引いた金額である。

表3

課税所得階級 (万円)	税率
e_1 以下の部分	t_1
e_1 を超え e_2 以下の部分	t_2
e_2 を超え e_3 以下の部分	t_3
e_3 を超え e_4 以下の部分	t_4
e_4 を超える部分	t_5

$$T^G(Y^0; k) = \left[t_k (Y_t(Y^0; k) - e_{k-1}) + \sum_{i=1}^{k-1} t_i (e_i - e_{i-1}) \right] - \beta(Y^0)$$

ここで、 $e_{k-1} = \max\{e_i \mid e_i \leq Y_t\}$, $e_0 = 0$. 平成10年現在、 $t_1 = 0.1$, $t_2 = 0.2$, $t_3 = 0.3$, $t_4 = 0.4$, $t_5 = 0.5$, $e_1 = 330$, $e_2 = 900$, $e_3 = 1,800$, $e_4 = 3,000$ である。また、 $\beta(Y^0)$ は税額控除を示している。税額控除として、配当控除、住宅取得促

進税制、および外国税額控除などがある。

課税最低限は、 $T^G(Y^0; k)$ となる Y^0 の最大値である。給与所得 ($k = 1$) の課税最低限は、平成10年度において361.6万円（夫婦2人で割増扶養1人のケース）で、これは給与所得控除額126.3万円と所得控除235.3万円（内訳：38万円が4つ、割増扶養58万円、社会保険料控除25.3万円）の合計額である。課税最低限は、人的控除の額ばかりでなく、公的年金と医療の保険料の引き上げによって影響をうける。人口の高齢化により、公的年金の保険料が引き上げられていくと、課税最低限は制度的に引き上げられていく構造になっている。

次に、住民税をみていこう。住民税の所得控除額は、定額部分が d^* におきかえられ、

$$G_k^*(Y^0) = d^* + a_k Y_k^0$$

である。ここで、 $d^* < d$. 住民税の課税所得は

$$Y_t^*(Y^0; k) = Y(Y^0) - G_k^*(Y^0)$$

として定義される。任意の Y について、 $G_k^*(Y^0) < G_k(Y^0)$ が成立するので、 $Y_t(Y^0; k) < Y_t^*(Y^0; k)$ が成立して、住民税の方が所得税よりも課税所得は高くなっている。住民税の税額 T^* は、表4を用いて計算される。

表4

課税所得階級 (万円)	税率
f_1 以下の部分	t_1^*
f_1 を越え f_2 以下の部分	t_2^*
f_2 を超える部分	t_3^*

$$T^L(Y^0; k) = \left[t_k^* (Y_t^* - f_{k-1}) + \sum_{i=1}^{k-1} t_i^* (f_i - f_{i-1}) \right] + T_0^*$$

ここで、 $f_{k-1} = \max\{f_i \mid f_i \leq Y_t^*\}$, $f_0 = 0$, および T_0^* は住民税の均等割の額を示している。平成10年度現在、 $f_1 = 200$, $f_2 = 700$, $t_1^* = 0.05$, $t_2^* = 0.1$, $t_3^* = 0.15$ である。

租税負担は、以上の所得税 T^G と住民税 T^L と

の合計額である。つまり、租税負担額 T は

$$T(Y^0; k) = T^G(Y^0; k) + T^L(Y^0; k).$$

住民税において、所得控除額が低いため課税最低限は所得税よりも低く、税率も所得税よりも低い。具体的に、住民税の課税最低限は、所得税が361.6万円のとき326.4万円である。従って、個人住民税は、広い所得階層が税負担を共有しあう構造になっていることがわかる。

2. 3 総合課税の租税構造

いま、既に述べてきた給与所得、事業所得(不動産所得)、雑所得、一時所得、および配当所得について、税負担の構造をみてみよう。いま簡略化のため、住民税を捨象して、所得税のみを考察の対象とし、

$$T^G(Y^0; k) = [Y_t(Y^0; k)]^t, (t \geq 1)$$

とおく。ここでは、各個人は一種類の所得のみを稼ぐとしよう。また、表記の簡略化のため、以下では $T^G(Y^0; k) \equiv T_k(Y^0)$ とおく。

1) 給与所得

まず、給与所得についてみてみよう。税額 $T_1(Y_1^0)$ は

$$T_1(Y_1^0) = [Y_1^0 - D_1(Y_1^0) - G_1(Y_1^0)]^t$$

いま、 $0 < D_1'(Y_1^0) + G_1'(Y_1^0) < 1$ を仮定する。このとき、

$$T'(Y) = t[Y_1^0 - D_1(Y_1^0) - G_1(Y_1^0)]^{t-1} \\ (1 - D_1'(Y_1^0) - G_1'(Y_1^0)) > 0$$

$$T''(Y) = t(t-1)[Y_1^0 - D_1(Y_1^0) - G_1(Y_1^0)]^{t-2} \\ (1 - D_1'(Y_1^0) - G_1'(Y_1^0))^2 + t[Y_1^0 - D_1(Y_1^0) - G_1(Y_1^0)]^{t-1}(-D_1''(Y_1^0) - G_1''(Y_1^0)) > 0$$

が成立する。給与所得の累進度は、累進税率ばかりでなく、給与所得控除率に依存している。

2) 事業所得および不動産所得

税額 $T_2(Y_2^0)$ は

$$T_2(Y_2^0) = [(1-\lambda)Y_2^0 - D_2(Y_2^0) - G_2(Y_2^0)]^t$$

$$T_2'(Y_2^0) = t[(1-\lambda)Y_2^0 - D_2(Y_2^0) - G_2(Y_2^0)]^{t-1}$$

$$\{(1-\lambda) - D_2' - G_2'\} > 0,$$

$$T_2''(Y_2^0) > 0 \quad \text{if } D_2''(Y_2^0) > 0.$$

従って、青色専従者給与の必要経費算入により、事業所得および不動産所得が分割され、累進度が給与所得よりも低下していることがわかる。給与所得と事業所得(不動産所得)に対する課税を比較してみよう。一般に、

$[D_1(Y^0) + G_1(Y^0)] < [\lambda Y^0 + D_2(Y^0) + G_2(Y^0)]$ が成立しているので、

$$T_1(Y^0) > T_2(Y^0)$$

かつ

$$T_1'(Y^0) > T_2'(Y^0)$$

となる。従って、事業所得は給与所得よりも課税最低限が低くなるとともに、限界税率が低下している。

3) 雑所得(公的年金課税)

雑所得における公的年金の課税の場合、税額は

$$T_3(Y_3^0) = [Y_3^0 - D_3(Y_3^0) - G_3(Y_3^0)]^t$$

給与所得と比較すると、ある一定の収入以下では

$$D_1(Y^0) + G_1(Y^0) < D_3(Y^0) + G_3(Y^0)$$

が成立するので、

$$T_1(Y^0) > T_3(Y^0)$$

となる。従って、公的年金の方が給与所得よりも課税最低限が高くなり、公的年金の可能な所得範囲内において、公的年金における税負担は減少している。

4) 一時所得

税額 T_4 は

$$T_4(Y_4^0) = \left[\frac{Y_4^0 - D_4(Y_4^0)}{2} - G_4(Y_4^0) \right]^t$$

よって,

$$T_4'(Y_4^0) = t \left[\frac{Y_4^0 - D_4(Y_4^0)}{2} - G_4(Y_4^0) \right]^{t-1} \cdot \left(\frac{1 - D_4'(Y_4^0)}{2} - G_4'(Y_4^0) \right) > 0$$

一時所得の場合, 給与所得と比較して, 二つの意味で税負担が軽減される。一つは, 課税最低限が引き上げられることである。もう一つは, 累進度が低下し, 給与所得よりも緩やかな累進税率の構造になる。

5) 配当所得

配当所得の税額は,

$$T_5(Y_5^0) = [Y_5^0 - D_5(Y_5^0) - G_5(Y_5^0)]^t - \beta(Y_5^0).$$

ここで, $\beta(Y)$ は配当控除を示している。

$$T_5'(Y_5^0) = t \left[Y_5^0 - D_5(Y_5^0) - G_5(Y_5^0) \right]^{t-1} \cdot \left[1 - D_5'(Y_5^0) - G_5'(Y_5^0) \right] - \beta'(Y_5^0)$$

配当所得の必要経費である D_5 は株式の取得のための負債利子なので, その大きさは不確定である。給与所得と比較してみると, 必要経費と所得控除を同じとすると, 税額控除の分だけ配当所得の累進度が低下する。但し, 配当所得の必要経費が非常に低いと, 配当所得の累進度は非常に高くなる。しかし, 1 銘柄あたりの少額配当は源泉分離で済ませることができると, 多くの銘柄を保有し株式保有を分散させて累進税率を回避することができる。

最終的に, 総合課税の対象となる以上の所得の租税負担を比較してみよう。一般に, 給与所得の税負担が最も大きく, 次に事業所得・不動産所得, 公的年金所得の順番で, 一番低いのが一時所得となる。配当所得の税負担は不確定である。

2. 4 分離課税

6) 利子所得

利子所得の場合, 利子収入そのものが利子所得となる。ここでは, 国内における預貯金に限定している。利子所得への課税は税率20%の源泉分離課税で, このうち15%が所得税, 5%が道府県民税の利子割となっている。よって, 税額 T_6 は

$$T_6(Y_6^0) = 0.2Y_6^0$$

となる。但し利子所得には, 65歳以上の老人や一定の障害者などを対象にした貯蓄, 郵便貯金, および公債の非課税制度がある。また, 財形住宅(年金)貯蓄も非課税となっている。

7) 株式の譲渡益(キャピタル・ゲイン)

この場合, 課税方式の原則は, 申告分離課税である。この方式は, 確定申告を通じ他の所得と分離して, 譲渡所得に対し26%(うち6%は住民税)の税率で課税する方式である。但し, 選択により源泉分離課税方式が利用できるが, これは譲渡所得の5.25%相当額を所得と見なし, 20%の税率で源泉徴収する方法である。この場合, 住民税は非課税である。つまり, 譲渡代金の1.05%を納めればよい一種の取引税で, 本来の譲渡益課税ではない。

譲渡所得 Y_7 は, 譲渡代金 Y_7^0 から取得費と借入金の負債利子の合計額 D_7 を差し引いた金額である。つまり,

$$Y_7(Y_7^0) = Y_7^0 - D_7(Y_7^0)$$

株式のキャピタル・ゲインに対する税額 T は,

$$T_7(T_7^0) = \min\{0.26Y_7(Y_7^0), 0.0105Y_7^0\}$$

損失を被るか譲渡所得が低いとき, 申告分離課税を用いた方が有利である一方, 譲渡所得が高いときは源泉分離課税の方が有利となる。従って譲渡所得が大きくなると, 源泉分離課税方式を利用して税負担を軽減できる。

8) 土地の譲渡益

土地の譲渡益 Y_8 も, 収入金額 Y_8^0 から取得費と譲渡費用の合計額 D_8 を差し引いた金額である。よって,

$$Y_8(Y_8^0) = Y_8^0 - D_8(Y_8^0)$$

土地の個人譲渡所得は、土地の保有期間によって税率が異なっている。平成10年度における課税方式をみると、まず、土地の保有期間が5年超の場合、6千万円以下の部分は税率20%（住民税6%）、6千万円超のとき税率25%（住民税7.5%）である。平成不況を反映して、きわめて緩やかな累進課税率が適用されている。しかし、土地の保有期間が5年以内の短期の場合、長期保有のケースよりも高い累進課税が採用されている。具体的には、譲渡所得の40%（住民税12%）と、総合課税による上積み税額に1.1倍乗じた金額のいずれか大きい方となっている。すなわち、

$$T_8(Y_8^0) = \max\{0.52Y_8, [T(Y_{-1}^0, Y_8^0) - T(Y_{-1}^0, 0)] \times 1.1\}$$

ここで Y_{-1}^0 は譲渡所得以外の所得であり、上積み税額とは、 $[T(Y_{-1}^0, Y_8^0) - T(Y_{-1}^0, 0)]$ である。

9) 退職所得

退職所得 Y_9 は、退職収入 Y_9^0 から退職所得控除額 D_9 を差し引いた金額の2分の1である。この金額を他の所得と分離して総合課税の税率表（表3と表4）に適用して税額を求める。税額は

$$T_9(Y_9^0) = T[\frac{1}{2}(Y_9^0 - D_9)]$$

ここで、退職所得控除額 D_9 は、退職収入に依存せず、勤続年数のみに依存している。具体的には、平成10年度現在、勤続年数20年まで1年につき40万円、勤続年数20年超のとき1年につき70万円である。控除額 D が大きいため、課税最低限が非常に大きくなる。また、所得の算定の際、2で割っているため累進度が低下している。このため、退職所得の租税負担は非常に低くなっている。1つの例として、退職金2千万円で勤続年数30年の場合、所得税が25万円、住民税が15万円で、税額は合計で40万円である。

10) 山林所得

山林所得 Y_{10} は、収入金額 Y_{10}^0 から必要経費 D_{10}

と特別控除額 d を差し引いた金額である。つまり、

$$Y_{10} = Y_{10}^0 - D_{10} - d。$$

課税方式は、5分5乗方式と呼ばれる方式で、山林所得を5で割った金額について表3と表4の税率表から税額を算定し、その税額を5倍して所得税を求めるものである。つまり、

$$T_{10}(Y_{10}^0) = 5T\left[\frac{1}{5}\{Y_{10}^0 - D_{10}(Y_{10}^0) - d\}\right]$$

以上論じてきた分離課税のケースについて租税負担を比較してみよう。まず、収入金額が低いとき、土地の譲渡所得がおよび山林所得が高く、次に利子所得、一番低いのが株式のキャピタルゲインである。株式のキャピタルゲインが低いのは、源泉分離課税方式により高い税率を回避できるためである。また、退職所得は収入金額が低いと課税最低限以下となるため、税負担はゼロである。次に、収入金額が大きいケースでは、山林所得の税負担が一番高くなり、次に土地の譲渡所得と退職所得、利子所得の順となり、一番低いのが株式のキャピタルゲインとなる。

3. 所得税の累進構造と所得分配

本節において、所得分配の公平性の指標としてGini係数を用い、所得税の累進構造と所得分配の公平性の関係を明確に示そう。

いま、簡単化のため所得 Y が0から a まで間に一様に分布しているケースを考察しよう。ここで、 $a > 1$ とする。このとき、密度関数は $f(Y) = 1/a$ 、分布関数は $F(Y) = Y/a$ となる。Lorenz曲線は

$$\left(F(Y), \frac{\int_0^Y xf(x)dx}{\int_0^a xf(x)dx}\right), 0 \leq Y \leq a$$

の軌跡として定義される。いま、

$$\int_0^Y xf(x)dx = \frac{Y^2}{2a}$$

$$\int_0^a xf(x)dx = \frac{a}{2}$$

が成立しているの、 $X \equiv F(Y) = Y/a$ とおくと、Lorenz曲線は $g(X) = X^2$ となる。この場合、Gini係数 g_1 は

$$(1) \quad g_1 = 2 \int_0^1 (x - x^2)dx = \frac{1}{3}$$

となる。

いま、所得税率 t と所得控除額 d が所得分配に与える影響をみてみよう。税額 $T(Y)$ を以下のように定義する。

$$\begin{aligned} T(Y) &= c(Y-d)^t & (Y > d \text{ のとき}) \\ &= 0 & (Y \leq d \text{ のとき}) \end{aligned}$$

このとき、税引き後の所得 Y は

$$\begin{aligned} Y_t(Y) &= Y - c(Y-d)^t & (Y > d \text{ のとき}) \\ &= Y & (Y \leq d \text{ のとき}) \end{aligned}$$

となる。このとき、

$$(2) \quad \int_0^a Y_t(x)f(x)dx = \frac{a}{2} - \frac{c(a-d)^{t+1}}{a(t+1)} \equiv A,$$

$$\int_0^Y Y_t(x)f(x)dx = \frac{Y^2}{2a} - \frac{c(Y-d)^{t+1}}{a(t+1)}$$

いま、 $Y_t(Y)$ の1階微分 $Y'_t(Y)$ について、 $Y > d$ のとき、

$$Y'_t(Y) = 1 - ct(Y-d)^{t-1} > 0$$

または、

$$(a-d)^{t-1} < \frac{1}{ct}$$

を仮定する。このとき、 $A > 0$ が成立する。

Lorenz曲線は、 $X = (Y/a)$ とおくと、

$$(3) \quad \psi(X; t, d) = \begin{cases} \frac{1}{A} \left[\frac{a}{2} X^2 - \frac{c(aX-d)^{t+1}}{a(t+1)} \right] & \text{if } \frac{d}{a} < X \leq 1, \\ \frac{1}{A} \left[\frac{a}{2} X^2 \right] & \text{if } X \leq \frac{d}{a} \end{cases}$$

となる。ここで、 $\psi(0) = 0$ 、 $\psi(1) = 1$ が成立している。このとき、Gini係数は

$$\begin{aligned} g_2(t, d) &= 2 \int_0^1 (x - \psi(x; t, d))dx \\ &= 1 - \frac{1}{A} \left[\frac{a}{3} - \frac{2c(a-d)^{t+2}}{a^2(t+1)(t+2)} \right] \end{aligned}$$

となる。特に、所得税が存在しない場合(つまり、 $c = 0$)、 $A = \frac{a}{2}$ となり、 $g_2 = g_1 = \frac{1}{3}$ となる。また、もし $(a-d)^{t+1} > a$ ならば、すべての $t > 1$ と $d > 0$ について、

$$g_2(t, d) < g_1 = \frac{1}{3}$$

が成立する。

累進税制による所得再分配効果をみるため、累進税制を導入する前後を比較してみよう。いま、2つのLorenz曲線の差をとり $\eta(x)$ を定義する。このとき、

$$\begin{aligned} \eta(X; t, d) &\equiv \psi(X; t, d) - g(X) \\ &= \begin{cases} \frac{1}{A} \left[BX^2 - \frac{c(aX-d)^{t+1}}{a(t+1)} \right] & \text{if } \frac{d}{a} < X \leq 1, \\ \frac{1}{A} [BX^2] & \text{if } X \leq \frac{d}{a} \end{cases} \end{aligned}$$

となる。ここで、 $B \equiv \frac{a}{2} - A$ 。すべての $X \in (0, 1)$ について、 $\eta(X) > 0$ であることは容易に示すことができる。いま、累進税制による所得分配の改善度 μ を

$$\mu(t, d) \equiv \frac{\int_0^1 \eta(x; t, d)dx}{\int_0^1 g(x)dx}$$

として定義する。ここで、

$$\begin{aligned} \int_0^1 \eta(x; t, d)dx &= \frac{1}{A} \left(\frac{c}{a} \right) \left(\frac{1}{t+1} \right) (a-d)^{t+1} \\ &\quad \times \left[\frac{1}{3} - \left(\frac{1}{a} \right) \left(\frac{a-d}{t+2} \right) \right] \end{aligned}$$

および,

$$\int_0^1 g(x)dx = \frac{1}{3}$$

である。よって,

$$\begin{aligned} \mu(t, d) = \frac{1}{A} \left(\frac{c}{a} \right) \left(\frac{1}{t+1} \right) (a-d)^{t+1} \\ \times \left[1 - \left(\frac{3}{a} \right) \left(\frac{a-d}{t+2} \right) \right] \end{aligned}$$

が成立する。明らかに, すべての $t \geq 1$ と $d \in [0, a]$ について, $\mu(t, d) \geq 0$.

この式は, 累進税率 t と所得控除額 d が所得分配の改善度 μ にどのような影響を及ぼしているかを具体的に示している。例えば, 比例税率 ($t=1$) で所得控除額ゼロ ($d=0$) のとき, 所得分配は何ら改善されず, $\mu=0$ である。一般に, 以下の2つの結果が得られる。

(1) もし $\log(a-d) > 1$ ならば, 累進税率 t の増加は所得分配の改善度 μ を高める。つまり, $\frac{\partial \mu}{\partial t} > 0$ である。

(2) もし $\left(\frac{a-d}{a} \right) < \left(\frac{t+1}{3} \right)$ ならば, 所得控除額 d の増加は所得分配の改善度 μ を低下させる。つまり, $\frac{\partial \mu}{\partial d} < 0$ である。

参考文献

青木昌彦 『分配の理論』 筑摩書房。

石 弘光 『租税政策の効果』 東洋経済。

大蔵省主税局総務課(監修), 『実務 税法六法一法令一』
(平成10年度), 新日本法規出版。

高山憲之 『不平等の経済学』 東洋経済。

本間正明 『日本財政の経済分析』 創文社

宮島 洋 『租税論の展開と日本の税制』 日本評論社。

Atkinson, A.B. (1975), *The Economics of Inequality*, Oxford University Press.